

# 第3章

安心して快適な生活空間を  
実感できるまちづくり

## 第1節 交通体系の整備

## 第2節 都市基盤の整備

### 1 市街地整備

### 2 港湾

### 3 水道

### 4 下水道

### 5 公園・緑地

### 6 住宅・宅地

## 第3節 防災体制と消防・救急体制の強化

## 第4節 地域情報化の推進

# 第 3 章

## 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

### 第 1 節 交通体系の整備

#### 現況と課題

当市の道路網については、高速道路 1 路線、自動車専用道路 1 路線、国道 3 路線、県道 19 路線、市道 1,763 路線で構成されており、延長、改良率は次表のとおりとなっています。

道路の状況

(単位：路線、km、%)

道路の種類	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装延長	舗装率
高速道路	1	28.5	28.5	100.00	28.5	100.00
自動車専用道路	1	13	13	100.00	13	100.00
国道	3	64.5	64.1	99.40	64.4	99.80
県道	19	196.1	127.2	64.90	147.6	75.30
市道	1,763	1,073.20	631.7	58.90	895	83.40

資料：愛媛の道路 2006 資料編（市道は平成 18 年 3 月 31 日／他の道路は平成 17 年 3 月 31 日現在）

当市は四国のほぼ中央部に位置しており、高速自動車道網等の整備により、交通の要衝・結節点として、交通量は増加傾向にあり、これらの幹線道路間を連結する道路整備を積極的に進める必要があります。また、合併による旧市町間の生活圈域の連結や各圏域内の生活道路の整備も重要な課題となっています。

今後、市民生活の利便性、快適性、安全性の向上を図る上で、計画的かつ効率的な道路網の整備を進めて行く必要があります。また、都市景観上必要性の高い箇所については、歩道のカラー化等グレードの高い道路の建設を行い、地域の活性化や良好な都市景観及びアメニティ空間の創出を行うなど、都市計画道路の整備も効果的に進めて行く必要があります。

一方で、東予有料道路の無料化などによる交通量の増加は、交通事故発生件数・死傷者数の増加をもたらす危険性もはらんでいます。特に、高齢者の関係する交通事故発生割合が高くなることが危惧されており、交通安全施設の整備や交通安全思想の普及啓発に努めるなど、交通安全対策にも積極的に取り組んでいく必要があります。

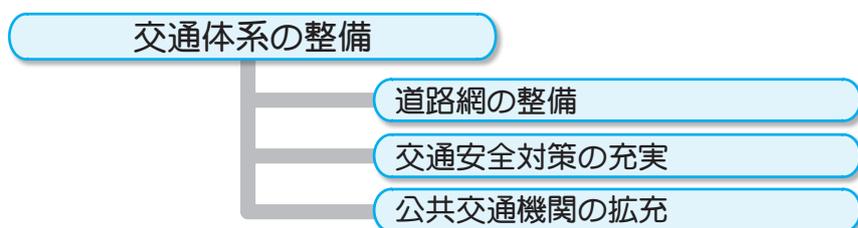
市内の公共交通機関としては、JR 予讃線の 7 駅を有する鉄道、瀬戸内運輸(株)、せとうち周桑バス(株)、伊予鉄道(株)のバス路線、四国開発フェリー(株)の大阪南港を結ぶ 1 日 2 便のフェリーがありますが、それぞれが、自家用車の普及や高速道路・本四架橋開通に伴い、その相対的地位が低下しているという課題を

有しています。特に、バス路線はその利用者が減少し、減便や廃止なども課題となっています。

しかし、大量・高速輸送手段として、また交通弱者である高齢者等の移手段として、公共交通機関は重要なものであり、地球規模での環境問題を考える上でもその役割を再確認する必要があります。

交通体系の整備は、市民生活や経済活動を支え、多様な交流を促進する上で重要な役割を担うものであり、道路環境や交通安全施設の整備、公共交通機関相互の連携を図るなど、総合的な取り組みが求められています。

### 計画の体系



### 計画の内容

#### (1) 道路網の整備

- ① 主要幹線道路については、一般国道11号西条バイパス及び小松バイパスの改良整備を推進するとともに、西条バイパスの関連道路の国道昇格を促進します。また、今治小松自動車道の全線開通の早期実現を促進します。
- ② アクセス道路網の整備に関しては、都市計画道路壬生川氷見線の早期事業化を促進するとともに、幹線道路へのアクセス道としての県道の拡幅整備を促進します。また、市街地の渋滞緩和と交通安全確保のため、都市計画道路の整備を進め、市街地の健全な発展を図ります。
- ③ 市民生活に身近な生活道路については、道路が持つ本来的な機能に加え、道路を快適な空間、健康増進空間としてとらえ、障害者や高齢者を含めた全ての人にやさしいユニバーサルデザインやエコロジーの視点も配慮して、その整備を図ります。

#### (2) 交通安全対策の充実

- ① 西条市交通安全推進協議会を中心に、西条警察署、西条西警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安

全母の会連合会等各種団体機関との連携を密にし、交通安全市民大会の開催などを通じて、交通安全の推進に向けた積極的な啓発活動に取り組みます。

- ② 事故発生割合が高くなっている高齢者の交通安全対策として、高齢者宅を訪問し交通安全意識の啓発を行う、西条市高齢者交通安全アドバイザー事業を推進し、その事故防止に努めます。
- ③ 事故被害者の救済を目的とした交通災害共済への加入を促進します。

### (3) 公共交通機関の拡充

- ① 必要に応じて、公共交通関係機関や事業者との調整・連携を進め、地域住民の利便性確保に努めます。
- ② 公共交通空白地域や周辺地域での交通手段の確保、中心地域の活性化、市内主要施設利用者の利便性を図ることなどを目的とした、コミュニティバスやデマンド交通について、その有効性や導入の是非についての検討を進めます。
- ③ 京阪神地域に直結する大量・高速輸送手段として、JRグループがその導入計画を進めているフリーゲージトレインの早期実現に向けた取り組みを進めます。

## 主要事業

事業名	事業内容
一般国道11号西条バイパス整備事業	L = 4,600 m W = 25 ~ 36 m
一般国道11号小松バイパス整備事業	L = 7,500 m W = 25 m
西条駅前干拓地線改良事業	L = 680 m W = 16 m
喜多川朔日市線改良事業	L = 380 m W = 12 m
柚ノ木線改良事業	L = 1,000 m W = 7.0 m
船屋王至森寺線改良事業	L = 1,300 m W = 12.0 m
北条周布線改良事業	L = 860 m W = 7.0 m
交通安全対策事業	交通安全市民大会の開催、交通安全県民大会への参加、交通安全啓発活動の強化、横断旗・旗入れ缶の設置
高齢者交通安全アドバイザー事業	高齢者の事故防止にかかる啓発指導活動 アンケートに基づく改善要望の掌握
交通災害共済事業	交通災害共済加入促進 交通事故被害者救済にかかる請求・支払事務
地方バス路線運行対策事業	地方バス路線維持・確保のための助成 バス運行事業者との連携、協力

## 第2節 都市基盤の整備

### 1 市街地整備

#### 現況と課題

JR伊予西条駅周辺やJR壬生川駅周辺等の既成の市街地では、空き地・空店舗等の増加や来街者の減少が見られ、その活力が失われつつあります。

一方で、既成市街地周辺部では、区域区分（線引き）の廃止の影響もあり、幹線道路沿いへの大型店舗の進出や分譲宅地の造成など、既成市街地の空洞化の原因にもなっています。

また、周辺部の中でも道路など公共施設が未整備で集団農地が残っている地域においては、スプロール現象が見受けられており、環境整備、防災等の観点から問題となりつつあります。

今後、市全域における土地利用を考慮し、宅地、道路などの都市的土地利用と、農地、森林、河川などを合わせた自然的土地利用の調和を図っていくことが、良好な都市環境を維持するための重要な課題となっています。

このため、都市的土地利用については、計画的な市街地の形成を図りつつ、市街地周辺部の面的整備を含め、都市拠点の形成と居住環境の整備など、景観に配慮しながら、人にやさしい、コンパクトな都市づくりを推進していく必要があります。

#### 計画の体系

市街地整備

市街地再開発事業の推進

## 計画の内容

### (1) 市街地再開発事業の推進

- ① J R伊予西条駅から総合福祉センターまでのエリアにおいて、駅前広場や（仮称）四国鉄道文化館、観光交流施設、図書館、公園などを一体的に整備し、人・もの・情報が集うまちの拠点としての賑わいを創生します。
- ② 事業の実施にあたっては、高齢者や障害者も含めた全ての人にやさしいユニバーサルデザインの考え方や、木材の活用など環境にも優しい循環型社会（「木製都市構想」）の構築を念頭に置いた、事業の推進に努めます。

## 主要事業

事業名	事業内容
J R伊予西条駅周辺市街地再整備事業	駅前広場の拡張・整備
J R壬生川駅周辺市街地再整備事業整備事業	駅前広場の再整備
西条地区中心市街地整備事業	新図書館・公園・緑地・駐車場などの整備



## 第2節 都市基盤の整備

### 2 港湾

#### 現況と課題

東予港は、西条市・新居浜市を背後地とした産業活動や地域の物流を支える拠点港として、また、愛媛県と阪神地域を結ぶフェリーによる人・物の中継点として重要な役割を果たしています。今後も、高速交通網等との連携により、企業立地や都市開発、地域産業の振興、さらに環境面でも、一層重要な役割を果たすものと期待されています。

近年の経済・社会活動のグローバル化やボーダレス化、さらにアジア諸国の著しい経済成長等により、産業競争力の養成がますます高まっている中、港湾の物流機能のさらなる強化が求められています。東予港には、取扱貨物量の増大や今後の新たな工業活動に対応できる港湾機能の確保や、愛媛県における阪神地域との複合一貫輸送の結節点として、フェリー機能の強化が必要となっています。

また、臨海部の工業地域に立地する企業においては、現在の港湾施設の整備水準の中で、安定した企業活動への影響が指摘されており、港湾計画に沿った早期の施設整備が求められています。

さらに、台風時の高潮による災害対策や近い将来の発生が確実視されている東南海・南海地震への備えなど、港湾における大規模災害への対応力の強化も求められています。

このような状況に対応するため、産業基盤としての港湾の機能を整備拡充していく必要があります。

#### 計画の体系



## 計画の内容

### (1) 港湾施設の整備

- ① 東予港港湾計画との整合性を図りながら、近年の物流需要の増大と船舶の大型化に対応できる港湾施設の整備促進を図ります。
- ② 臨海部工業地域に立地している企業の活動を安定的なものとするため、防波堤の整備促進を図ります。
- ③ 大規模地震災害時における物資の緊急輸送に対応できる耐震強化岸壁としたフェリーふ頭の整備促進を図ります。
- ④ 港内の安全を確保するとともに、大規模地震時の津波や台風時の高潮対策のため、防波堤や堤防の整備促進を図ります。
- ⑤ 主に水産業を中心とした地域産業の振興を図るため、西条地区、壬生川地区における小型船だまりやその背後のふ頭用地、漁業施設用地の整備促進を図ります。
- ⑥ 港湾における環境面の向上と地域環境の保全を図るため、海浜公園、海浜緑地など市民の憩いの場の整備促進を図ります。

## 主要事業

事業名	事業内容
東予港港湾整備事業	物流需要の増大と船舶の大型化に対応した港湾施設の拡充整備
西条地区小型船だまり建設事業	小型船だまり及び防波堤、船揚場、物揚場、護岸など漁港関連施設の整備
壬生川地区小型船だまり建設事業	小型船だまり及び防波堤、船揚場、物揚場、護岸など漁港関連施設の整備



## 第2節 都市基盤の整備

### 3 水道

#### 現況と課題

当市の水道事業は、西部地区、東予地区、丹原地区、小松地区の各上水道及び平成17年3月31日に認可を受けた東部地区上水道の5つの上水道事業と、中野地区、港新地地区、丹原地区の3つの簡易水道事業、市管理の西ひうち専用水道、黒谷地区県条例水道が設置されており、市の行政区域内人口の約51%に水道水を供給しています。水道区域以外の地域は、地下水による自家水を利用している中心市街地と河川表流水等を利用している山間部となっています。

合併後、水道事業の会計は一元化していますが、旧市町の料金格差が約1.8倍と大きく、それぞれ合併以前の料金体系で独立採算による経営を行っています。

水道事業を推進する上で、運営基盤の強化、安心快適な給水の確保や災害対策の充実等が課題となっていますが、給水人口の減少傾向に伴い水需要も減少し、給水収益が伸び悩む中、老朽化した施設の更新や渇水時における安定供給のための対策、また、発生が危惧されている東南海・南海地震に対する防災対策など、新たな施設整備を図る必要があります。

また、料金格差の解消を図り、健全な水道事業を維持し続けるため、公正妥当な料金体系を検討する必要があります。

#### 水道事業の概要 (平成18年7月31日現在)

##### (1) 上水道

(単位：人、m<sup>3</sup>/日)

事業名	計画給水人口	計画1日最大給水量
西部地区上水道事業	8,420	4,282
東部地区上水道事業	13,000	6,480
東予地区上水道事業	33,800	19,000
丹原地区上水道事業	11,800	6,000
小松地区上水道事業	9,980	5,030

##### (2) 簡易水道

(単位：人、m<sup>3</sup>/日)

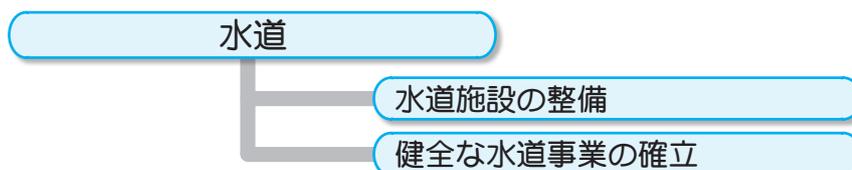
事業名	計画給水人口	計画1日最大給水量
中野地区簡易水道事業	1,500	600
港新地地区簡易水道事業	1,500	720
丹原地区簡易水道事業	3,400	1,640

(3) 専用水道・県条例水道

(単位：人、m<sup>3</sup>/日)

事業名	計画給水人口	計画1日最大給水量
西ひうち専用水道事業	8,000	1,200
黒谷地区県条例水道事業	80	20

## 計画の体系



## 計画の内容

### (1) 水道施設の整備

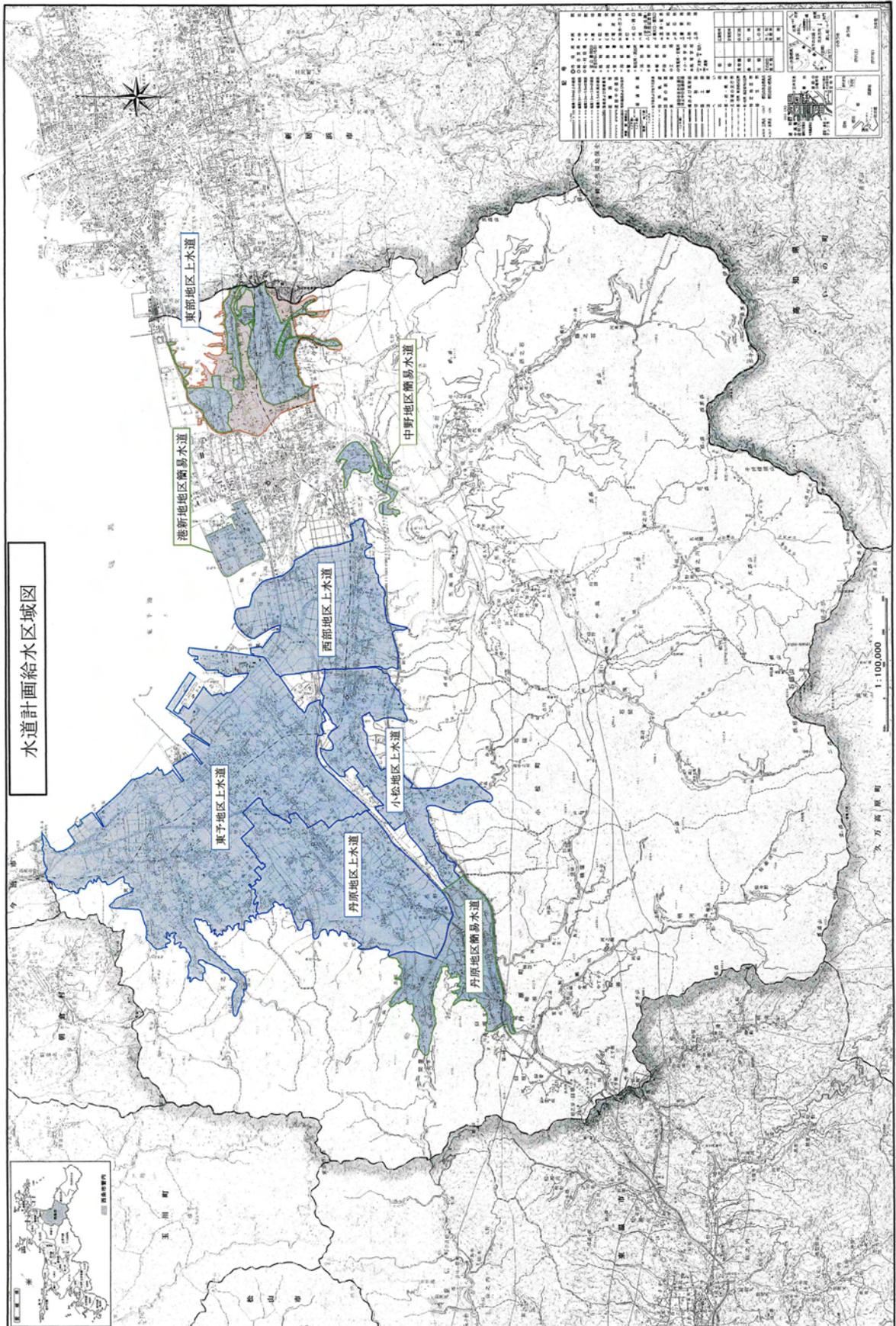
- ① 上水道施設については、当面、旧西条市の中心市街地を除いた平坦部の整備を行うこととし、あわせて、老朽化した施設の更新や水量不足の解消等施設の充実を図るため、現在整備中の事業を推進します。
- ② 簡易水道施設については、上水道計画との整合を図りながら、既設施設の改良及び拡張を行うとともに、水量不足及び地下水の塩水化区域の改善を図ります。

### (2) 健全な水道事業の確立

- ① 今後の建設計画や財政計画を基に、公正妥当な統一料金を設定することで、水道利用者の負担の公平を図ります。また、水道事業の経営統合を実現するとともに、健全な経営の確保を目指します。

## 主要事業

事業名	事業内容
東部地区上水道（統合簡水）整備事業	市東部の5地区簡易水道の統合と隣接水道未普及地域の施設整備
東予地区上水道第一次拡張事業	老朽施設の更新と配水池の新設等配水システムの再構築
水道料金統一事業	水道料金を統一することにより、水道事業の経営統合の体制をつくる



基本計画

## 第2節 都市基盤の整備

### 4 下水道

#### 現況と課題

当市の公共下水道事業は、昭和49年度に着手した西条処理区と、昭和58年度に着手した東予・丹原処理区で事業を推進しています。また、西条地区においては、昭和61年度から小規模下水道事業に着手し、供用しています。

下水道事業の概要 (平成17年4月1日現在)

(単位: ha、人)

			年次	面積		人口		
				計画	供用	計画	供用	水洗化
公共 下水道 事業	西条処理区	全体計画	S49～H30	1,855.8		71,580		
		事業認可	S49～H24	1,334.2	851.47	53,970	43,061	38,744
	東予丹原処理区	全体計画	S58～H27	1,991.0		44,750		
		事業認可	S58～H24	515.4	336.63	13,900	11,421	7,661
小規模 下水道 事業	飯岡中部コミュニティ・プラント事業		S61～H1	42.0	49.27	2,700	2,226	2,131
	神戸東部地区農業集落排水事業		S61～H2	36.0	32.24	2,020	1,543	1,484
	西ひうち下水道事業 (事業所汚水のみ)		S57～S58	177.0	177.00	8,000	—	—
計				1,927.6	1,269.61	72,590	58,251	50,020

一方、浸水対策事業については、西条地区において4箇所の雨水ポンプ場を供用し、順次雨水幹線の整備を行っており、東予・丹原地区においては、平成16年度に本河原雨水ポンプ場の建設工事に着手し、平成19年度末の完成後、順次雨水幹線の整備を行っていくこととしています。

雨水ポンプ場の状況 (平成17年4月1日現在)

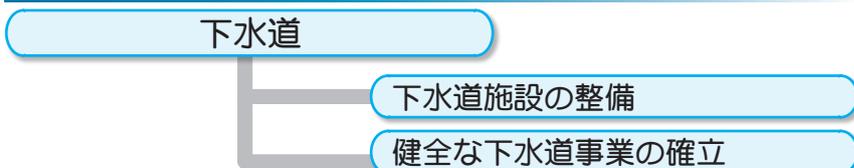
(単位: mm、台、m<sup>3</sup>/分)

		型式	口径	計画		現有設備	
				台数	排出量	台数	排出量
西条 排水 区	本陣川雨水ポンプ場	水中ポンプ	800	3	282.3	3	282.3
	唐樋雨水ポンプ場	スクリーンポンプ	3,100	5	1161.5	3	696.9
		横型軸流ポンプ	1,000	2	230.4	2	230.4
	船屋雨水ポンプ場	水中ポンプ	1,000	4	554.8	3	416.1
	干拓雨水ポンプ場	スクリーンポンプ	3,300	6	1431.0	4	954.0
東予 丹原 排水 区	本河原雨水ポンプ場	水中ポンプ	350	1	13.5	—	—
		立軸斜流ポンプ	900	2	210.0	—	—
	本河原都市排水機場	水中ポンプ	800	1	80.0	1	80.0
		立軸斜流ポンプ	700	1	57.7	1	57.7
	三津屋雨水ポンプ場	水中ポンプ	400	1	23.5	—	—
		立軸斜流ポンプ	1,350	2	474.0	—	—
	三津屋都市排水機場	水中ポンプ	400	1	15.0	1	15.0
立軸斜流ポンプ		900	2	187.2	2	187.2	

当市の下水道普及率は、平成17年度末で46.7% (全国平均

69.3%)、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併浄化槽を含む汚水処理人口普及率は61.5%（全国平均80.9%）と、全国平均に比べ低い水準にあり、さらなる整備を図る必要がありますが、その方法については、経済性や対象地域の特性を十分に配慮し、より効率的で効果的な手法を選択することも検討していく必要があります。

### 計画の体系



### 計画の内容

#### (1) 下水道施設の整備

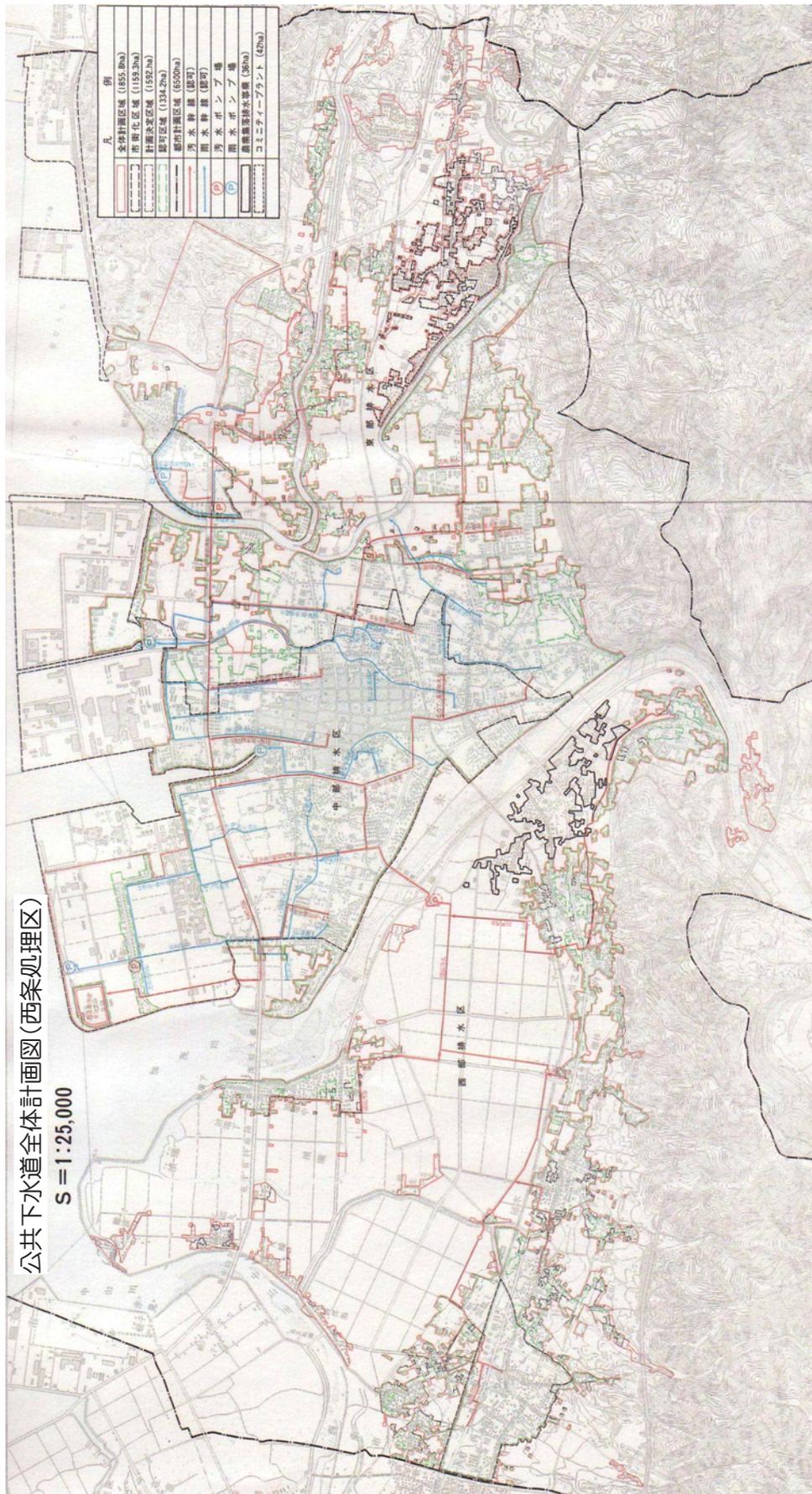
- ① 生活環境の改善、トイレの水洗化など、快適な生活環境を実現するため、下水道計画区域内の汚水管渠、終末処理場などの汚水施設整備事業を推進します。
- ② 下水道施設の機能を維持し、公共用水域の水質保全に資するため、老朽化した終末処理場施設及び管渠の改築、更新を推進します。
- ③ 市街地の浸水防除のため、雨水施設整備を推進し、浸水地区の解消に努め、親水都市にふさわしい水辺の復活、保全を図ります。

#### (2) 健全な下水道事業の確立

- ① 下水道計画区域の設定に当たっては、計画区域外での浄化槽の設置の推進等も視野に入れ、経済性やそれぞれの地域の特性に応じた汚水処理施設を選択することで、効率的・効果的な事業推進に努め、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを行いながら、市全域の汚水処理人口普及率の向上を目指します。

### 主要事業

事業名	事業内容
西条市公共下水道事業（西条処理区）	西条地区の公共下水道施設の整備（氷見、橘、西田、禎瑞、玉津、川北、川南の各地区） 西条浄化センターの改築・更新
西条市公共下水道事業（東予・丹原処理区）	東予・丹原地区の公共下水道施設の整備（三芳、北条の市街地、丹原町今井、丹原町池田、丹原町久妙寺、丹原町願連寺） 東予丹原浄化センターの増設 三津屋雨水ポンプ場の新設





## 第2節 都市基盤の整備

### 5 公園・緑地

#### 現況と課題

当市は、国定公園石鎚連峰に代表される山岳や峡谷、河川などの優れた自然環境を有しており、生活環境の保全や市民のレクリエーション、観光面等に重要な役割を担っています。

都市公園の設置状況は、市内で41箇所、80.7haであり、都市公園法で定める市街地における都市公園の目標基準5㎡/人は上回ってはいますが、市域における都市公園の目標基準10㎡/人は下回っています。また、都市公園に準ずる公園として、市民の森や加茂川緑地、本谷公園等も整備されており、市民の憩いの場として利用されています。

今後とも、市民の健康増進と快適でゆとりのある生活環境の確保を図るため、身近な遊園から大規模な都市公園まで、様々な公園の整備を促進する必要があります。

緑地は、都市の豊かさや景観を醸成するだけでなく、土地利用上の緩衝地帯として、さらに防災上からも重要な役割を担っており、その保全について万全を期していくとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、新たな緑地空間の創出にも取り組んでいく必要があります。



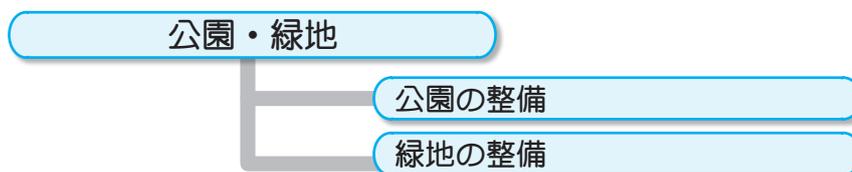
### 第3章 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり

都市公園等の状況 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

(単位: ha)

種類	公園名	面積	摘要
都市公園	運動公園	西条市西条運動公園	平成 13 年度完成
	〃	西条市東予運動公園	事業実施中
	総合公園	西条市丹原総合公園	平成 10 年度完成
	〃	西条市小松中央公園	平成 17 年度完成
	地区公園	西条市西条市民公園	昭和 47 年度完成
	近隣公園	西条市西条西部公園	昭和 54 年度完成
	〃	西条市神戸公園	昭和 62 年度完成
	〃	西条市石井記念公園	平成 3 年度完成
	〃	西条市三津屋東 1 号公園	平成 2 年度完成
	〃	西条市石根ふれあい公園	平成 5 年度完成
	街区公園	西条市喜多川公園	昭和 50 年度完成
	〃	西条市上川原公園	昭和 57 年度完成
	〃	西条市清水公園	昭和 58 年度完成
	〃	西条市小川公園	昭和 59 年度完成
	〃	西条市新御堂公園	昭和 59 年度完成
	〃	西条市北新田公園	昭和 60 年度完成
	〃	西条市西の原公園	昭和 61 年度完成
	〃	西条市砂盛公園	昭和 62 年度完成
	〃	西条市川沿公園	平成元年度完成
	〃	西条市駅西公園	平成 4 年度完成
	〃	西条市壬生川公園	昭和 41 年度完成
	〃	西条市国安公園	昭和 47 年度完成
	〃	西条市中城公園	昭和 53 年度完成
	〃	西条市大曲公園	昭和 51 年度完成
	〃	西条市三津屋公園	昭和 52 年度完成
	〃	西条市三芳公園	昭和 55 年度完成
	〃	西条市北星公園	昭和 56 年度完成
	〃	西条市円海寺公園	昭和 59 年度完成
	〃	西条市三津屋東 2 号公園	平成元年度完成
	〃	西条市新市公園	昭和 61 年度完成
	〃	西条市大新田公園	昭和 63 年度完成
	〃	西条市桑村大池公園	昭和 60 年度完成
	〃	西条市旦之上公園	平成 3 年度完成
〃	西条市北条新田公園	平成 8 年度完成	
特殊	西条市高須公園	昭和 63 年度完成	
都市緑地	西条市東町公園	昭和 61 年度完成	
〃	西条市秋吉公園	昭和 63 年度完成	
〃	西条市弁財天公園	平成 2 年度完成	
〃	西条市神拝緑地	平成 3 年度完成	
〃	西条市北条緑地	平成 14 年度完成	
緑道	西条市御舟川緑道	平成 4 年度完成	
	計	80.68	41 箇所
その他の公園 及び広場	西条市市民の森	19.30	平成 4 年度完成
	うちぬき広場	0.10	昭和 60 年度完成
	加茂川緑地	5.69	平成 9 年度完成
	西条市東部公園	2.25	事業実施中
	円満地公園	0.09	平成 6 年度完成
	西条市円山森林公園	36.06	事業実施中
	氷見ふれあい広場	0.14	平成 13 年度完成
	西条市本谷公園	2.27	平成 7 年度完成
	西条市黒谷公園	0.47	平成 7 年度完成
	計	66.37	9 箇所
合 計		147.05	50 箇所

## 計画の体系



## 計画の内容

### (1) 公園の整備

- ① 広域的な利用が期待できる西条市東予運動公園の早期完成を目指します。
- ② 自然環境に優れた古川地区の遊水池を利用した（仮称）古川水辺公園の整備を推進します。
- ③ 永納山遺跡の保存・活用と一体となった自然海岸公園等レクリエーション拠点の整備を推進します。
- ④ 東部地域に総合公園（東部公園）の整備を図ります。
- ⑤ 円山森林公園を利用し、恵まれた自然環境をいかした多様な交流施設や学習施設の整備を図ります。
- ⑥ ふるさとの川整備事業を継承した河川敷の整備として、加茂川右岸や中山川左岸の整備を図ります。

### (2) 緑地の整備

- ① 御舟川緑道など市街地内河川を利用した、水と親しめる公園の整備とともに、中心市街地から海浜公園に至る緑のネットワークの整備を推進します。

## 主要事業

事業名	事業内容
東予運動公園整備事業	屋内体育施設 A=8,640 m <sup>2</sup>
市街地アメニティ計画（古川水環境整備・野鳥公園）	計画区域面積 A=32.5ha 公園整備 A=4.4ha
河原津北地区開発構想	海岸整備、公園整備 A=22.9ha
東部公園（総合公園）整備事業	公園整備 A=12.3ha 多目的グラウンド・テニスコート
円山森林公園整備事業	公園整備 A=36.0ha 自然公園 花き関係教育施設
ふるさとの川整備事業	中山川左岸、加茂川右岸などの公園整備
御舟川緑道整備事業	親水遊歩道整備 L=1.2km

## 第2節 都市基盤の整備

### 6 住宅・宅地

#### 現況と課題

近年の住宅に対する市民意識は、近い将来に発生することが危惧されている東南海・南海地震等に備えた耐震性の向上や、少子高齢社会の進展や家族形態の変化、バリアフリー化の流れへ対応できる快適な居住空間の確保などへと、そのニーズが高度化、多様化しています。

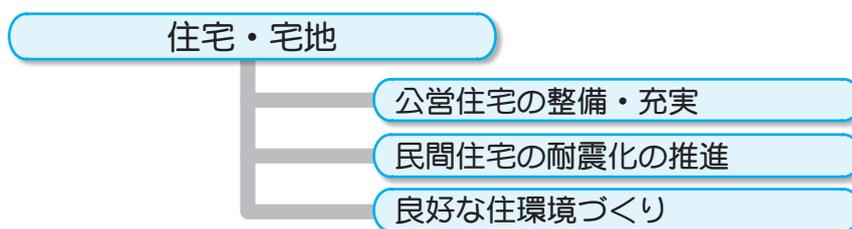
現在、当市における市営住宅は、総数で1,677戸を管理しており（県営住宅222戸）、昭和56年以前の耐震基準（以下、旧耐震基準という。）で建築された住宅については耐震・防火対策に努めるとともに、老朽化した建物については、計画的な建替を検討する必要があります。

さらに、民間建築物についても同様に、旧耐震基準で建築された木造住宅については、耐震性の向上を図ることができるよう、支援する必要があります。

また、森林を育み、林業の持続的な発展を促し、木材の地産地消を推進するため、木造住宅を中心とした木製都市への転換を推進する必要があります。



## 計画の体系



## 計画の内容

### (1) 公営住宅の整備・充実

- ① 住宅用火災報知器の設置や旧耐震基準で建設された団地の耐震診断・耐震改修に努めます。
- ② 建替え、維持及び修繕については、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、利便性、地域的配分、ユニバーサルデザイン化、子育て支援及び居住水準の向上等に留意して、計画的に事業を推進し、周辺地域との調和を図りながら、良好な住宅環境の形成に努めます。

### (2) 民間住宅の耐震化の推進

- ① 木造住宅耐震診断の普及に努め、老朽化する持家の建替えや旧耐震住宅の耐震化を推進します。また、耐震改修費の助成についても検討します。

### (3) 良好な住環境づくり

- ① 安全で良好な環境の住宅供給ができるよう、先行的な道路網の整備等、生活関連施設の整備を推進するとともに、民間宅地開発については適切な指導に努めます。
- ② 多様な居住形態やニーズに対応できる住宅及び住環境づくりや、住宅政策面での自然エネルギー等を活用した環境共生の環境づくりの啓発に努めます。特に、木製都市構想実現に向けた取り組みや支援の方策についての検討を行います。

## 主要事業

事業名	事業内容
木造住宅耐震診断事業	診断費用の2/3を補助
市営住宅火災報知器設置事業	市営住宅への火災報知器の設置
市営住宅耐震診断・改修事業	市営住宅の耐震診断・改修工事を実施
市営住宅建替事業	市営住宅の建替を計画的に実施

### 第3節 防災体制と消防・救急体制の強化

#### 現況と課題

当市は、恵まれた自然環境のもとで、比較的災害の少ないまちとして発展してきましたが、最近では平成16年の台風21号・23号の集中豪雨により、山腹崩壊、河川氾濫による家屋浸水等の被害が発生し、山間部で一部地域が孤立するなど、災害救助法の適用を受けるほどの大きな災害に見舞われました。

さらに、今後30年以内に東南海・南海地震が発生する確率は50～60%とされています。当市には中央構造線沿いに活断層が走っていることから、直下型地震の危険性もあり、その被害は甚大なものとなる恐れがあると予想されています。

こうした多様な大規模災害に的確に対応するため、「地域防災計画」に基づき、地域における自主防災組織の充実などを進め、総合的な防災力の向上に取り組んでいかなければなりません。

一方で、高齢化や都市化といった社会構造の変化によって、火災や交通事故など日常的に起こりうる災害も複雑化・多様化してきており、これらから市民の生命と財産を守ることでできる技術や知識、サービスを持った消防・救急体制の強化が求められています。



火災の状況

(単位：件、千円)

年	件数	損害額	1件当たりの損害額	出火率	全国平均	
					1件当たりの損害額	出火率
平成16年	45	141,939	3,154	3.8	2,240	4.8
平成17年	65	90,029	1,385	5.6	2,650	4.5

出火率  
人口1万人当たりの出火件数のこと。

救急出場の状況

(単位：件)

年	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	その他	合計
平成16年	7	7	1	556	46	24	530	34	45	1,938	410	3,598
平成17年	16	0	3	572	50	19	563	26	48	2,200	499	3,996

救助出動の状況

(単位：件)

年	火災(建物内)	火災(建物外)	交通事故	水難	自然災害	機械等の事故	建物等の事故	ガス・酸欠事故	破裂事故	その他	合計
平成16年	21	5	41	0	7	2	1	0	0	14	91
平成17年	15	6	42	2	0	5	2	0	0	23	95

## 計画の体系

### 防災体制と消防・救急体制の強化

防災体制の充実

消防・救急の充実

## 計画の内容

### (1) 防災体制の充実

- ① 防災行政無線など、災害時の新たな情報通信手段を検討、整備します。特に、孤立が予想される地区には衛星携帯電話を配備します。
- ② 防災アセスメント調査等に基づくハザードマップを作成し、より実践的な自主防災計画を策定し、「12歳教育」や「木製都市構想」などを推進していく中で、この計画に基づいた防災活動が実践できる体制を整備します。
- ③ 公共施設の耐震化を図り、災害時の避難場所としての機能を果たせるようにします。
- ④ 自主防災組織の結成を積極的に支援し、災害時要援護者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図ります。
- ⑤ 自主防災組織リーダー育成のため、防災士を養成します。

### (2) 消防・救急の充実

- ① 複雑多様化する各種災害に的確に対応できるよう、消防庁舎、消防団蔵置所、消防水利（防火水槽）、消防車両、救急車両、救助資機材等の施設・設備について、計画的な整備及び更新を図ります。
- ② 消防団員の技術向上のための教育訓練等の充実を図るとともに、各分団の連携強化を進め、市全域で一体的な災害救助活動ができる体制を速やかに整備します。
- ③ 救命率向上のため、救急救命士の養成を推進するとともに、メディカルコントロール体制の充実強化を図ります。
- ④ 公共施設へのAED（自動体外式除細動器）の配備を促進します。
- ⑤ 多種多様な事故・災害に対応するため、高度な技術を持つ救助隊員の養成を図ります。

- ⑥ 高齢者等災害時要援護者を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、防火団体の育成指導や危険物施設の適正な維持管理の指導など、一層の防火活動の強化に努めます。
- ⑦ 消防の広域化に向けた通信基盤整備や広域消防運営計画策定などに取り組みます。

### 主要事業

事業名	事業内容
地域防災計画策定事業	計画策定と実践防災計画の推進
防災通信システム整備事業	同報系・移動系防災行政無線等情報伝達手段の整備
孤立地区対策支援事業	衛星携帯電話の整備
自主防災組織育成事業	自主防災組織の育成と防災資機材の貸与
防災士育成事業	防災士養成講座の実施
市民総合防災訓練実施事業	市民参加型の防災訓練の実施
消防施設整備事業	消防庁舎・消防団蔵置所の整備及び改修
消防車両・消防装備整備事業	消防車両等の更新整備
救急業務高度化推進事業	救急救命士の養成、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備、メディカルコントロール体制の強化
消防水利整備事業	年次計画に基づき消防水利を整備
救助隊員の養成	高度な救助技術を持つ救助隊員の養成
救助資機材の整備	不足している救助資機材の整備
住宅用火災警報器設置推進事業	住宅火災による逃げ遅れ防止のため、住宅用火災警報器を設置
防災基盤整備事業	消防指令センター総合整備及び消防救急デジタル無線整備



## 第4節 地域情報化の推進

### 現況と課題

高度情報通信技術の進歩により、世界的規模で社会経済構造が急速に変化しており、社会・家庭において、高度情報通信環境が整備されつつあります。

わが国では、平成18年1月から『IT新改革戦略』を進めており、その中で、平成22年までに「ユビキタスネットワーク\*社会」を実現し、少子高齢化問題や雇用問題、教育問題、地球環境問題など様々な問題の解決を図ることを目標としており、その実現のためには、ICT\*の利活用が欠かせません。

当市では、住民票システムをはじめ各種行政業務についてシステム化を図り、市民サービスの向上や事務の効率化を推進するとともに、公共施設をネットワークで結び、行政情報化を推進してきました。また、各小中学校にパソコンを整備し、情報教育を進めるとともに、公民館など社会教育施設においてパソコン教室を開催し、市民対象の情報教育を推進してきました。

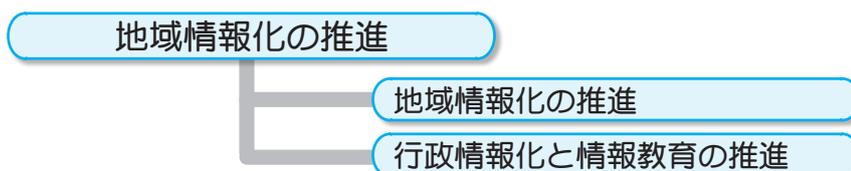
今後は、平成18年6月から運用が開始された電子申請システムについて、利用方法や利便性などを周知し利用促進を図るとともに、市民や企業との行政情報の共有化を推進するため、情報通信基盤と高度情報化に対応する行政システムを構築する必要があります。

また、ユビキタスネットワーク社会実現のため、産学官連携のもと、利用者の視点に立ったICT環境の整備と情報化教育を実施し、地域情報化を推進する必要があります。

ユビキタスネットワーク  
Ubiquitous Network = あらゆるものがネットワークに接続され、いつでも、どこでも、誰でも、情報やサービスを利用できる情報通信ネットワーク環境のこと。

ICT  
Information and Communication Technology = 情報通信技術のこと。

### 計画の体系



## 計画の内容

### (1) 地域情報化の推進

- ① パソコン教室の開催など生涯学習を通じて、ユビキタスネットワーク社会に対応できる幅広い情報化教育を推進し、市民の情報リテラシーの向上に努めます。
- ② C A T V 網整備に対する支援を行い、地域間での情報格差を是正することにより、高度情報通信技術を活用できる基盤整備を推進します。

### (2) 行政情報化と情報教育の推進

- ① 電子申請の利用促進やG I S の活用など、電子自治体を構築することにより行政サービスの向上に努めるとともに、情報の共有化を図ります。
- ② 学校教育においては、パソコン教室だけでなく、普通教室や特別教室でも授業に活用できるよう機器などを整備します。また、学校間の情報共有を図るとともに、ホームページを活用して学校外への情報発信を行います。
- ③ 教育・文化施設間のネットワーク化を進め、情報教育のための環境を整備するとともに、教育内容の充実を図ります。

## 主要事業

事業名	事業内容
行政情報化推進事業	電子行政サービスの充実とシステム及びネットワークの維持管理
地域情報通信基盤整備推進事業	C A T V 網の展開に対する支援
市民大学等開設事業	パソコン教室の開催
情報教育推進事業	学校での情報教育の充実

